

村山市監査委員公告 第1号

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第4項の規定により定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和5年1月16日

村山市監査委員 古瀬 忠 昭

村山市監査委員 寺崎 智 広

記

1. 監査の対象 市民環境課
2. 監査の期間 令和5年1月6日から令和5年1月16日まで
3. 監査の範囲 令和3年12月1日から令和4年11月末日までにおける財務事務及び事務事業の執行状況
4. 監査の方法 村山市監査委員条例第4条の規定により期日及び要領を通知し、監査資料の提出を求め、関係職員からの説明を受け、財務関係帳簿などの書類について審査をおこなった。
5. 監査の着眼点 財務に関する事務等について、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうか、村山市監査基準に基づき監査を実施した。
6. 監 査 の 結 果 次のとおり、一部に改善を要する事項が認められたので、適切な措置を講じられたい。

【指摘事項】旅費の支給について

旅費の支給について確認したところ、精算による支払いのうち13件に、正当な理由もなく、支払いが旅行の最終日から3か月を超えた遅延が認められた。